

○国立大学法人筑波大学特定基本年俸職員の給与に関する規程

〔平成25年11月28日〕
法人規程第67号

改正 平成26年法人規程第69号

平成27年法人規程第11号

平成29年法人規程第28号

国立大学法人筑波大学特定基本年俸職員の給与に関する規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則（平成17年法人規則第8号。以下「本部等職員給与規則」という。）第2条第2項、国立大学法人筑波大学附属病院職員の給与に関する規則（平成17年法人規則第13号。以下「附属病院職員給与規則」という。）第2条第2項及び国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則（平成17年法人規則第18号。以下「附属学校職員給与規則」という。）第2条第2項の規定に基づき、国立大学法人筑波大学に勤務する職員のうち、本部等職員給与規則第11条の2、附属病院職員給与規則第11条の2及び附属学校職員給与規則第11条の2の基本年俸表（以下「基本年俸表」という。）が適用される職員（以下「基本年俸職員」という。）のうち特定の職又は特定の業務を行うため基本年俸表を適用する職員又は特定の年齢となった大学教員（以下「特定基本年俸職員」という。）の給与の支給について定めるものである。

(対象者)

第2条 特定基本年俸職員は次の各号に掲げる職員とする。

- (1) 国立大学法人筑波大学のテニユアトラック制に関する規程（平成19年法人規程第8号。以下「テニユアトラック規程」という。）により雇用される助教
- (2) 外国語教育等を担当する外国人教員のうち、基本年俸表適用職員となることが適切であると学長が認めた者
- (3) 特定の業務を遂行するため雇用される者
- (4) 新たに63歳に達した日後の最初の4月1日以降の大学教員

(給与の種類)

第3条 特定基本年俸職員の給与の種類は、基本年俸、俸給の調整額、管理職手当、学位プログラムリーダー手当、産業医手当、初任給調整手当、通勤手当、放射線取扱手当、夜間等診療手当、緊急手術手当、緊急診療手当、分娩取扱手当、夜間等業務手当、母体搬送調整手当、周産期医療指導手当、妊産婦緊急搬送入院手当、教員特殊業務手当、教育実習等指導手当、夜間看護等手当、宿日直手当、時間外勤務手当、夜勤手当、休日給、学位論文指導手当、共通科目手当、年俸制教員業績給、年俸制奨励手当及び年俸制教員特別手当とする。ただし、次の各号に定める職員に係る給与は、支給しない。

- (1) 第2条第1号から第3号に規定する職員 俸給の調整額、管理職手当、学位プログラムリー

ダー手当、産業医手当、初任給調整手当、学位論文指導手当、共通科目手当及び年俸制奨励手当
(2) 第2条第3号に規定する職員 年俸制教員業績給及び年俸制教員特別手当

(給与の支給方法)

第4条 特定基本年俸職員の給与は、本部等職員給与規則、附属病院職員給与規則及び附属学校職員給与規則が適用される職員の例により支給する。

(第2条第4号の職員の特例)

第5条 第2条第4号の職員の給与は、当該年齢に達した日後の最初の4月1日以降、その者に支給される基本年俸（本部等職員給与規則平成27年1月1日附則第3項、附属病院職員給与規則平成27年1月1日附則第3項に規定する基本年俸の在職者の特例を含む。）及び年俸制教員業績給（本部等職員給与規則第49条の4第1項、附属病院職員給与規則第43条の4第1項に規定する退職金差額及び本部等職員給与規則第49条の4第2項、附属病院職員給与規則第43条の4第2項に規定する号の変更で得られた号による額を除く。）（以下、本項において「特例基礎基本年俸等」という。）に100分の70を乗じて得た額に相当する額とする。ただし、任命権者が教育研究上特に顕著な業績を有すると認めた大学教員にあつては、その業績により特例基礎基本年俸等に100分の85、100分の100及び100分の115の割合を乗じて得た額を支給する。

2 前項で得られた給与は、本部等職員給与規則及び附属病院職員給与規則が適用される職員の例により支給する。ただし、本部等職員給与規則及び附属病院職員給与規則第20条、第21条並びに第21条の2による給与の割合は、前項本文で規定する割合を基礎として適用するものとする。

(基本年俸の決定)

第6条 新たに採用する特定基本年俸職員の基本年俸の額の決定は次のとおりとする。

ただし、第2条第4号に規定する職員については、本部等職員給与規則及び附属病院職員給与規則が適用される職員の例による。

(1) 第2条第1号に該当する者 基本年俸表に定める号俸のうち、20号俸とする。

(2) 第2条第2号及び第3号に該当する者 業績及び能力を考慮して学長が決定する。

2 前項第2号のうち第2条第3号に該当する者の基本年俸の額は、別表の初任給上限号俸表に定める号俸を上限とする。

3 前2項の規定にかかわらず、特別の事情があると認められた者の基本年俸は、学長が別に定めることができる。ただし、基本年俸表の53号俸を超える基本年俸に決定しようとする場合は、役員会の承認を得なければならない。

4 前3項（第1項第1号を除く。）の規定に基づき決定された基本年俸の号俸は、前年度の評価結果に基づき変更することがある。

5 特定基本年俸職員に職の変更が生じた場合は、基本年俸表に定める号俸を変更することがある。

(雑則)

第7条 この法人規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平 2 5. 1 1. 2 8 法人規程 6 7 号）

- 1 この法人規程は、平成 2 6 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この法人規程の施行の日の前日において、テニユアトラック規程により雇用されている助教及び労働条件を示して採用を予定している助教については、第 2 条第 1 号の規定にかかわらず、本部等職員給与規則第 2 条第 1 項に基づき給与を支給するものとする。

ただし、労働条件を示して採用を予定している助教について、学長が基本年俸表適用職員となることが適切であると認めた場合は、本部等職員給与規則第 2 条第 2 項に基づき給与を支給することができるものとする。

附 則（平 2 6. 1 1. 2 7 法人規程 6 9 号）

- 1 この法人規程は、平成 2 7 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波大学基本年俸表適用職員の給与に関する規程（以下「新規程」という。）第 1 条に規定する特定基本年俸職員のうち、新規程第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する職員として国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則（平成 1 7 年法人規則第 8 号。以下「本部等職員給与規則」という。）第 2 条第 1 項及び国立大学法人筑波大学附属病院職員の給与に関する規則（平成 1 7 年法人規則第 1 3 号。以下「附属病院職員給与規則」という。）第 2 条第 1 項が適用されている職員が本部等職員給与規則第 2 条第 2 項及び附属病院職員給与規則第 2 条第 2 項の適用される職員となった場合は、本規定に該当しない。

附 則（平 2 7. 3. 2 6 法人規程 1 1 号）

この法人規程は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 9. 3. 2 3 法人規程 2 8 号）

この法人規程は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

別表 初任給上限号俸表(第6条第2項関係)

種 類	初任給上限号俸
教授	44
主幹研究員	
校長	42
准教授	34
主任研究員	
講師	29
副主任研究員	
助教	23
研究員	
特別招聘教授	53
専門員	27
専門職員	
技術専門官	
技術専門職員	
一般職員	12
技術職員	
社会福祉士	
診療情報管理士	
教諭	28
養護教諭	
栄養教諭	
寄宿舎指導員	12
実習助手	
薬剤師	22
診療放射線技師	
栄養士	
臨床検査技師	
理学療法士	
作業療法士	
言語聴覚士	
臨床工学技士	
視能訓練士	
歯科衛生士	
歯科技工士	
看護師	
助産師	
准看護師	12